

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成22年5月6日(2010.5.6)

【公表番号】特表2009-538793(P2009-538793A)

【公表日】平成21年11月12日(2009.11.12)

【年通号数】公開・登録公報2009-045

【出願番号】特願2009-512722(P2009-512722)

【国際特許分類】

*B 6 5 D 30/18 (2006.01)*

【F I】

B 6 5 D 30/18 G

【手続補正書】

【提出日】平成22年3月15日(2010.3.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

側壁(2)が積層フィルムで構成された容器の底部(1)を形成するための硬質または半硬質なプラスチック部材であって、

このプラスチック部材が中心軸線(3)を有し、かつ、

a. 前記側壁(2)の内面(5)に接触し、接合によって固定できる周辺接合領域(4)と、

b. 凹形の内面(6)と凸形の外面(7)と、

c. 前記内面(6)と前記外面(7)が、それぞれ、前記部材を前記側壁(2)に固定するのに用いる道具を接触させることのできる、前記軸線(3)を中心とした領域(10、11)と、

d. 少なくとも一部が曲線によって規定される輪郭と、を具備する、  
ことを特徴とする部材。

【請求項2】

前記輪郭の少なくとも一部が、底部(1)の外周部の半径の1~2倍の半径(r)の円弧によって規定されている、ことを特徴とする請求項1に記載の部材。

【請求項3】

外面(11)上にこぶ状突起(9)を有する、ことを特徴とする請求項1または2に記載の部材。

【請求項4】

前記こぶ状突起(9)が、前記軸線(3)の周囲の環状領域に分布している、ことを特徴とする請求項3に記載の部材。

【請求項5】

奇数個のこぶ状突起(9)を備える、ことを特徴とする請求項4に記載の部材。

【請求項6】

前記こぶ状突起の数が、3個、5個、7個のいずれかである、ことを特徴とする請求項5に記載の部材。

【請求項7】

前記こぶ状突起(9)によって占められる面積と前記部材の全面積の比が0~70%である、ことを特徴とする請求項3から6のいずれか1項に記載の部材。

**【請求項 8】**

凹面の少なくとも一部を凸面に変換することとその逆の変換をすることが、その面の一方に及ぼされる力および／または圧力によって可能である硬質さを持つ、ことを特徴とする請求項 1 から 7 のいずれか 1 項に記載の部材。

**【請求項 9】**

前記接合領域（4）が、前記軸線（3）に対して  $5^\circ \sim 150^\circ$  の角度をなす部分を備える、ことを特徴とする請求項 1 から 8 のいずれか 1 項に記載の部材。

**【請求項 10】**

前記接触領域が、最小幅 0.3 mm の平坦な円環である、ことを特徴とする請求項 1 から 9 のいずれか 1 項に記載の部材。

**【請求項 11】**

前記内面のうちで製品と接触することになる部分が、いかなる点における導関数も連続である曲率を有する、ことを特徴とする請求項 1 から 10 のいずれか 1 項に記載の部材。

**【請求項 12】**

外周部の形状が円形である、ことを特徴とする請求項 1 から 11 のいずれか 1 項に記載の部材。

**【請求項 13】**

外周部の形状が橜円形である、ことを特徴とする請求項 1 から 11 のいずれか 1 項に記載の部材。

**【請求項 14】**

外周部の形状が多角形である、ことを特徴とする請求項 1 から 11 のいずれか 1 項に記載の部材。

**【請求項 15】**

巻き付けられた積層フィルムからなる側壁と、請求項 1 から 14 のいずれか 1 項に記載の部材からなる底部とを備える、ことを特徴とする容器。